

# 那覇市公報

**第1880号**

毎月2回 1, 15日発行

発 行 所

那覇市泉崎1丁目1番1号

那覇市総務部総務課

## 目 次

### ◇ 告 示 ◇

- 土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について（資産税課）  
..... 1695
- 身体障害者手帳交付に係る医師の指定について（障がい福祉課） ..... 1696

### ◇ 公 告 ◇

- エコマール那覇等電力設備保守点検業務委託に係る制限付一般競争入札の実施について（クリーン推進課） ..... 1697
- 消防設備保守点検（那覇市し尿等下水道放流施設 他3施設）業務委託に係る制限付一般競争入札の実施について（クリーン推進課） ..... 1700
- 令和7年度次亜塩素酸ソーダ補充業務委託に係る制限付一般競争入札の実施について（クリーン推進課） ..... 1703
- 令和7年度那覇市し尿等下水道放流施設維持管理業務委託に係る制限付一般競争入札の実施について（クリーン推進課） ..... 1705
- 受入槽・沈砂槽等汚泥収集・運搬業務委託（し尿等下水道放流施設）に係る制限付一般競争入札の実施について（クリーン推進課） ..... 1707
- 令和7年度那覇市消防局感染性・非感染性廃棄物収集運搬及び処理業務委託の制限付一般競争入札について（消防局救急課） ..... 1709

### ◇ 消防局訓令 ◇

- 那覇市消防吏員ワッペン規程の一部を改正する訓令 ..... 1712

**◇選挙管理委員会告示◇**

- 令和6年7月21日執行の那覇市議会議員補欠選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨の公表の訂正について…………… 1713
- 直接請求権に要する選挙権を有する者の数について…………… 1714

**◇監査委員公表◇**

- 令和6年度後期定期監査の結果について（公表）…………… 1715

---

---

**告 示**

---

---

那覇市告示第 515 号

令和 7 年 3 月 4 日

掲 示 済

土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 416 条の規定により、令和 7 年度の土地  
価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を、次のとおり納税者の縦覧に供する。

那覇市長 知念 覚

- 1 縦覧期間 令和 7 年 4 月 1 日（火）から  
令和 7 年 4 月 30 日（水）まで  
（土曜・日曜及び休日を除く）
- 2 縦覧時間 午前 9 時から午後 5 時まで  
（正午～午後 1 時を除く）
- 3 縦覧場所 企画財務部 資産税課（本庁 3 階 41 番窓口）

那覇市告示第 537 号  
令和 7 年 3 月 17 日

身体障害者手帳交付に係る医師の指定について

身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき令和 7 年 2 月 21 日付け次のように指定した。

那覇市長 知念 覚

|   | 医師氏名  | 診療科目  | 医療機関名  |
|---|-------|-------|--------|
| 1 | 高原 健太 | 脳神経外科 | 那覇市立病院 |
| 2 | 宮里 清隆 | 脳神経外科 | 那覇市立病院 |
| 3 | 友利 壮志 | 脳神経外科 | 那覇市立病院 |
| 4 | 森岡 弘光 | 外科    | 那覇市立病院 |

---

---

**公 告**

---

---

那覇市公告第 840 号

令和 7 年 2 月 28 日

掲 示 済

制限付一般競争入札（事後審査型）の実施について

次のとおり制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令第 167 条の 6 及び那覇市契約規則第 4 条の規定により公告する。

那覇市長 知念 覚

## 1 入札に付する事項

- （1）業 務 名 エコマール那覇等電力設備保守点検業務委託
- （2）委託期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで  
（長期継続契約）

今回の契約は那覇市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成 21 年那覇市条例第 41 号）第 2 条第 2 号の規定に基づく長期継続契約であるため、契約を締結した年度の翌年度において、各年度における長期継続契約の経費予算の範囲内で契約を締結又は契約を継続するものであり、当該契約に係る支出予算減額または削除があった場合、この契約を変更又は解除することができるものとする。

- （3）履行場所 那覇市汚水処理場、エコマール那覇プラザ棟、エコマール那覇リサイクル棟、し尿等下水道放流施設 以上 4 か所
- （4）業務内容 電気事業法 42 条の規程に基づく点検（別紙 仕様書のとおり）
- （5）当該競争入札は、競争入札参加資格の審査を入札執行後に行う事後審査型である。

## 2 入札執行の日時及び場所

- （1）日 時 令和 7 年 3 月 21 日（金）午後 2 時
- （2）場 所 那覇市クリーン推進課 会議室

※郵送による入札は認めない。

- （3）特記事項 この公告は、令和 7 年度当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続であり、本入札案件は、令和 7 年度当初予算成立後に効力を生じる案件である。那覇市議会により当該予算に係る議決が延期又は否決された場合は、入札を延期又は中

止する場合がある。

### 3 入札説明会

入札説明会は実施しませんので、入札案内及び仕様書に不明な点がありましたら、質問書に記入してFAXにて問い合わせください。

入札案内及び仕様書、入札書、委任状、質問書の様式は那覇市ホームページよりダウンロードできます。

### 4 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 那覇産業保安監督事務所の「電気保安法人名簿」に登録されていること。
- (2) 過去2年間に同規模の国又は地方公共団体の公共施設の点検の実績があること。
- (3) 那覇市の市税を完納していること。
- (4) 那覇市内に本店又は支店、営業所等があること。
- (5) 労災保険、雇用保険、厚生年金及び健康保険制度があること。
- (6) 賃金不払等社会的不正行為がないこと。
- (7) 事務執行において不誠実な行為がないこと。
- (8) 経営及び信用の状況が良好であること。
- (9) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定する者に該当しないこと。
- (10) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められたものにあつては、その事実があった後2年を経過していること。
- (11) 那覇市暴力団排除条例（平成24年那覇市条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。
- (12) その他市長が必要と認める条件

### 5 入札保証金

那覇市契約規則第8条第1項第3号により免除する。

ただし、落札者が正当な理由なく契約を締結しないときは、損害賠償金として、入札金額の100分の5を那覇市に納付すること。

### 6 契約保証金

那覇市契約規則第30条第1項第9号により免除する。

### 7 入札・落札に関する事項

別紙「入札の心得」を参照すること。

### 8 入札金額に係る消費税の扱い

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするため、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかにかかわらず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 9 対象施設の事前見学

対象施設を事前に見学希望する場合は、施設毎に担当者がいるため、下記担当者へ問合せのうえ日程の調整を行うこと。

施設の見学は令和7年3月12日までとする。

（施設担当者）

- |                |       |    |
|----------------|-------|----|
| ・那覇污水处理場       | 担当：比嘉 | 良磨 |
| ・エコマール那覇プラザ棟   | 担当：波平 | 常義 |
| ・エコマール那覇リサイクル棟 | 担当：波平 | 常義 |
| ・那覇市し尿等下水道放流施設 | 担当：伊集 | 守幸 |

## 10 問い合わせ先

那覇市 環境部 クリーン推進課管理グループ 伊集  
〒901-1105 南風原町字新川 650  
TEL：098-889-3567 FAX：098-888-1274

那覇市公告第 841 号  
令和 7 年 2 月 28 日  
掲 示 済

制限付一般競争入札（事後審査型）の実施について

次のとおり制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令第 167 条の 6 及び那覇市契約規則第 4 条の規定により公告する。

那覇市長 知念 覚

1 入札に付する事項

- (1) 業 務 名 消防設備保守点検（那覇市し尿等下水道放流施設 他 3 施設）  
業務委託
- (2) 委託期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで  
（長期継続契約）  
今回の契約は那覇市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成 21 年那覇市条例第 41 号）第 2 条第 2 号の規定に基づく長期継続契約であるため、契約を締結した年度の翌年度において、各年度における長期継続契約の経費予算の範囲内で契約を締結又は契約を継続するものであり、当該契約に係る支出予算減額または削除があった場合、この契約を変更又は解除することができるものとする。
- (3) 履行場所 那覇市汚水処理場、エコマール那覇プラザ棟、エコマール那覇リサイクル棟、し尿等下水道放流施設 以上 4 か所
- (4) 業務内容 消防法第 17 条の 3 の 3 に基づく点検（別紙 仕様書のとおり）
- (5) 当該競争入札は、競争入札参加資格の審査を入札執行後に行う事後審査型である。

2 入札執行の日時及び場所

- (1) 日 時 令和 7 年 3 月 21 日（金）午後 2 時 30 分
- (2) 場 所 那覇市クリーン推進課 会議室  
※郵送による入札は認めない。
- (3) 特記事項 この公告は、令和 7 年度当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続であり、本入札案件は、令和 7 年度当初予算成立後に効力を生じる案件である。那覇市議会により当該予算に係る議決が延期又は否決された場合は、入札を延期又は中止する場合がある。

### 3 入札説明会

入札説明会は実施しませんので、入札案内及び仕様書に不明な点がありましたら、質問書に記入して FAX にて問い合わせください。

入札案内及び仕様書、入札書、委任状、質問書の様式は那覇市ホームページよりダウンロードできます。

### 4 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 沖縄県消防設備協会員であり、仕様書にある点検業務を行うために必要な資格を有する従業員がいること。
- (2) 那覇市法制契約課に工事業者の「消防設備」の業種で登録がなされていること。
- (3) 公告日から入札執行日までの間に、本市から那覇市建設工事等の請負契約に係る指名停止に関する要領に基づく指名停止の措置を受けている期間がないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項規定する者に該当しない者であること。
- (5) 過去 2 年の間に本市その他の官公署とその種類及び規模をほぼ同じくする業務を 2 回以上にわたって誠実に履行していること。

### 5 入札保証金

那覇市契約規則第 8 条第 1 項第 3 号により免除する。

ただし、落札者が正当な理由なく契約を締結しないときは、損害賠償金として、入札金額の 100 分の 5 を那覇市に納付すること。

### 6 契約保証金

那覇市契約規則第 30 条第 1 項第 9 号により免除する。

### 7 入札・落札に関する事項

別紙「入札の心得」を参照すること。

### 8 入札金額に係る消費税の扱い

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した額（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするため、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかにかかわらず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

### 9 対象施設の事前見学

対象施設を事前に見学希望する場合は、施設毎に担当者がいるため、下記担当者へ問合せのうえ日程の調整を行うこと。

施設の見学は令和 7 年 3 月 12 日までとする。

（施設担当者）

- |               |          |
|---------------|----------|
| ・ 那覇污水处理場     | 担当：比嘉 良磨 |
| ・ エコマール那覇プラザ棟 | 担当：波平 常義 |

- ・エコマール那覇リサイクル棟 担当：波平 常義
- ・那覇市し尿等下水道放流施設 担当：伊集 守幸

## 10 問い合わせ先

那覇市 環境部 クリーン推進課管理グループ 伊集

〒901-1105 南風原町字新川 650

TEL：098-889-3567 FAX：098-888-1274

那覇市公告第 842 号  
令和 7 年 2 月 28 日  
掲 示 済

制限付一般競争入札（事後審査型）の実施について

次のとおり制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令第167条の6及び那覇市契約規則第4条の規定により公告する。

那覇市長 知念 覚

1 入札に付する事項

- (1) 業 務 名 令和7年度次亜塩素酸ソーダ補充業務委託
- (2) 委託期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- (3) 履行期間 那覇市し尿等下水道放流施設（浦添市伊奈武瀬1-5-11）
- (4) 業務内容 別紙「令和7年度 次亜塩素酸ソーダ補充業務委託 仕様書」  
のとおり
- (5) 当該競争入札は、競争入札参加資格の審査を入札執行後に行う事後審査型である。

2 入札執行の日時及び場所

- (1) 日 時 令和7年3月21日（金）午後3時
- (2) 場 所 那覇市クリーン推進課 会議室  
※郵送による入札は認めない。
- (3) 特記事項 この公告は、令和7年度当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続であり、本入札案件は、令和7年度当初予算成立後に効力を生じる案件である。那覇市議会により当該予算に係る議決が延期又は否決された場合は、入札を延期又は中止する場合がある。

3 入札説明会

入札説明会は実施しませんので、入札案内及び仕様書に不明な点がございましたら、質問書に記入してFAXにて問い合わせください。

入札案内及び仕様書、入札書、委任状、質問書の様式は那覇市ホームページよりダウンロードできます。

4 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 本業務に際し、本公示及び仕様書に基づき業務に確実に履行できる者。

- (2) 那覇市「R 6 R 7 年度 物品購入等入札参加資格者名簿」の業種〔薬品、衛生材料、医療機械器具、理科機械器〕に登録済である。
- (3) 公告日から入札執行日までの間に、本市から那覇市建設工事等の請負契約に係る指名停止に関する要領に基づく指名停止の措置を受けている期間がない。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者に該当しない者。

## 5 入札保証金

那覇市契約規則第 8 条第 1 項第 2 号により免除する。

ただし、落札者が正当な理由なく契約を締結しないときは、損害賠償金として、入札金額に年間補充予定量を乗じて得た額の 100 分の 5 を那覇市に納付すること。

## 6 契約保証金

那覇市契約規則第 30 条第 1 項第 9 号により免除する。

## 7 入札・落札に関する事項

別紙「入札の心得」を参照すること。

## 8 入札金額に係る消費税の扱い

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするため、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかにかかわらず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 9 問い合わせ先

那覇市 環境部 クリーン推進課管理グループ 伊集  
〒901-1105 南風原町字新川 650  
TEL : 098-889-3567 FAX : 098-888-1274

那覇市公告第 864 号  
令和 7 年 3 月 4 日  
掲 示 済

制限付一般競争入札（事後審査型）の実施について

次のとおり制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令第 167 条の 6 及び那覇市契約規則第 4 条の規定により公告する。

那覇市長 知念 覚

1 入札に付する事項

- （1）業 務 名 令和 7 年度那覇市し尿等下水道放流施設維持管理業務委託
- （2）委託期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
- （3）履行場所 那覇市し尿等下水道放流施設（浦添市伊奈武瀬 1-5-11）
- （4）業務内容 別紙「令和 7 年度 那覇市し尿等下水道放流施設維持管理業務委託仕様書」のとおり
- （5）最低制限価格は設定しない
- （6）当該競争入札は、競争入札参加資格の審査を入札執行後に行う事後審査型である。

2 入札執行の日時及び場所

- （1）日 時 令和 7 年 3 月 21 日（金）午後 1 時 30 分
- （2）場 所 那覇市クリーン推進課 会議室  
※郵送による入札は認めない。
- （3）特記事項 この公告は、令和 7 年度当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続であり、本入札案件は、令和 7 年度当初予算成立後に効力を生じる案件である。那覇市議会により当該予算に係る議決が延期又は否決された場合は、入札を延期又は中止する場合がある。

3 入札説明会

入札説明会は実施しませんので、入札案内及び仕様書に不明な点がありましたら、質問書に記入して FAX にて問い合わせください。

入札案内及び仕様書、入札書、委任状、質問書の様式は那覇市ホームページよりダウンロードできます。

---

#### 4 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 本業務に際し、本公示及び仕様書に基づき業務を確実に履行できる者であること。
- (2) 那覇市法制契約課にR5・6年度の委託業務又は工事業者で登録されていること。
- (3) 沖縄本島に本社又は営業所があること。
- (4) 公示日から入札執行日までの間に、本市から那覇市建設工事等の請負契約に係る指名停止に関する要領に基づく指名停止の措置を受けている期間がないこと。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しない者であること。

#### 5 入札保証金

那覇市契約規則第8条第1項第2号により免除する。

ただし、落札者が正当な理由なく契約を締結しないときは、損害賠償金として、入札金額の100分の5を那覇市に納付すること。

#### 6 契約保証金

那覇市契約規則第30条第1項第9号により免除する。

#### 7 入札・落札に関する事項

別紙「入札の心得」を参照すること。

#### 8 入札金額に係る消費税の扱い

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするため、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかにかかわらず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 9 対象施設の事前見学

対象施設を事前に見学希望する場合は、下記担当者へ問合せのうえ日程の調整を行うこと。施設の見学は令和7年3月12日までとする。

#### 10 問い合わせ先

那覇市 環境部 クリーン推進課管理グループ 伊集  
〒901-1105 南風原町字新川 650  
TEL：098-889-3567 FAX：098-888-1274

那覇市公告第 865 号  
令和 7 年 3 月 4 日  
掲 示 済

制限付一般競争入札（事後審査型）の実施について

次のとおり制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令第 167 条の 6 及び那覇市契約規則第 4 条の規定により公告する。

那覇市長 知念 覚

1 入札に付する事項

- （1）業 務 名 受入槽・沈砂槽等汚泥収集・運搬業務委託（し尿等下水道放流施設）
- （2）委託期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
- （3）履行場所 那覇市し尿等下水道放流施設（浦添市伊奈武瀬 1-5-11）
- （4）業務内容 別紙仕様書のとおり
- （5）最低制限価格は設定しない
- （6）当該競争入札は、競争入札参加資格の審査を入札執行後に行う事後審査型である。

2 入札執行の日時及び場所

- （1）日 時 令和 7 年 3 月 21 日（金）午後 3 時 30 分
- （2）場 所 那覇市クリーン推進課 会議室  
※郵送による入札は認めない。
- （3）特記事項 この公告は、令和 7 年度当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続であり、本入札案件は、令和 7 年度当初予算成立後に効力を生じる案件である。那覇市議会により当該予算に係る議決が延期又は否決された場合は、入札を延期又は中止する場合がある。

3 入札説明会

入札説明会は実施しませんので、入札案内及び仕様書に不明な点がありましたら、質問書に記入して FAX にて問い合わせください。

入札案内及び仕様書、入札書、委任状、質問書の様式是那覇市ホームページよりダウンロードできます。

4 入札に参加する者に必要な資格

- （1）本業務に際し、本公示及び仕様書に基づき業務を確実に履行できる者であ

ること。

- (2) 那覇市の建設工事等業務名簿「令和 5・6 年度業者登録名簿」に登録済の県内業者。
- (3) 沖縄本島に本社又は営業所があること。
- (4) 公告日から入札執行日までの間に、本市から那覇市建設工事等の請負契約に係る指名停止に関する要領に基づく指名停止の措置を受けている期間がないこと。
- (5) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者に該当しない者であること。

## 5 入札保証金

那覇市契約規則第 8 条第 1 項第 2 号により免除する。

ただし、落札者が正当な理由なく契約を締結しないときは、損害賠償金として、入札金額の 100 分の 5 を那覇市に納付すること。

## 6 契約保証金

那覇市契約規則第 30 条第 1 項第 9 号により免除する。

## 7 入札・落札に関する事項

別紙「入札の心得」を参照すること。

## 8 入札金額に係る消費税の扱い

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した額（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするため、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかにかかわらず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

## 9 対象施設の事前見学

対象施設を事前に見学希望する場合は、下記担当者へ問合せのうえ日程の調整を行うこと。施設の見学は令和 7 年 3 月 12 日までとする。

## 10 問い合わせ先

那覇市 環境部 クリーン推進課管理グループ 伊集  
〒901-1105 南風原町字新川 650  
TEL：098-889-3567 FAX：098-888-1274

那覇市公告第 914 号  
令和 7 年 3 月 17 日

制限付一般競争入札の実施について

「令和 7 年度那覇市消防局感染性・非感染性廃棄物収集運搬及び処理業務委託」の制限付一般競争入札を実施する。よって地方自治法施行令第 167 条の 6 及び那覇市契約規則第 4 条に基づき次のとおり公告する。

那覇市長 知念 覚

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件 名：令和 7 年度那覇市消防局感染性・非感染性廃棄物収集運搬及び処理業務委託
- (2) 履行期間：契約の締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで
- (3) 業務概要：別紙仕様書のとおり
- (4) 備 考：本委託は紙による入札を行う

2 入札参加資格

次に掲げる条件を、すべて満たしている有資格業者であること。

- (1) 沖縄県から産業廃棄物収集運搬業許可証を受けているもの。
- (2) 沖縄県から産業廃棄物処分業許可証を受けているもの。
- (3) 沖縄県から特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証を受けているもの。
- (4) 沖縄県から特別管理産業廃棄物処分業許可証を受けているもの。
- (5) 公告日から入札執行日までの間に、本市から那覇市物品購入等入札参加資格審査及び指名選定要綱に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (6) 本市の市税の納税義務がある者にあつては、その市税に滞納がないこと。
- (7) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号の暴力団員又は同条第 2 号の暴力団もしくは同条第 6 号の暴力団員と密接な関係を有するものでないこと。

3 入札参加資格の確認申請書等の提出

本競争の参加希望者は、制限付一般競争入札参加申請書（以下「申請書」という。）及び関係書類（以下「資格審査資料」という。）を持参により提出し、競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書及び資格審査資料を提出しない者並びに資格がないと認められた者は、本競争に参加できない。

- (1) 申請書及び資格審査資料の提出期間等

ア 提出期限：令和 7 年 3 月 24 日(月)午後 2 時まで

※ただし午後 12 時 00 分～午後 1 時 00 分、土日祝日を除く。

イ 提出場所：那覇市消防局 4 階 救急課 (那覇市銘苅 2 丁目 3 番 8 号)

電話番号 098-867-1199

ウ 提出方法：持参によるものとする。

エ 提出書類：① 制限付一般競争入札参加申請書 (市様式)

② 登記事項証明書 (履歴事項証明書)

③ 印鑑証明書

④ 納税証明書 (完納証明書)

⑤ 暴力団、暴力団員に関係していない旨の誓約書 (市様式)

⑥ 過去 2 年間の業務実績 (市様式)

⑦ 使用印鑑届 (市様式)

⑧ 産業廃棄物収集運搬業許可証 (写し)

⑨ 産業廃棄物処分業許可証 (写し)

⑩ 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証 (写し)

⑪ 特別管理産業廃棄物処分業許可証 (写し)

#### 4 仕様書等の配布期間及び配布方法

(1) 配布期間：令和 7 年 3 月 17 日 (月) から令和 7 年 3 月 24 日 (月) まで。

受付時間：午前 9 時 00 分 ～ 午後 5 時 00 分

※ただし午後 12 時 00 分～午後 1 時 00 分、土日祝日を除く。

※令和 7 年 3 月 24 日 (月) は、午後 2 時 00 分で配布を終了する。

(2) 配布方法：那覇市消防局にて受け取り又は那覇市ホームページに掲載する仕様書等をダウンロードして下さい。

※FAX、郵送での配布は行いません。

#### 5 入札説明会

入札説明会は実施しません。

#### 6 本案件に関する質問・回答

(1) 質問期限：令和 7 年 3 月 21 日 (金) 午後 2 時 00 分

(2) 質問方法：質問書を FAX 又はメールで提出すること。

送付後は、必ず電話にて到達確認をすること。

(3) 質 問 先：那覇市消防局 救急課 玉橋

E-MAIL naha\_f\_kyu001@city.naha.lg.jp (救急課代表メール)

TEL 098-867-1199 FAX 098-869-1190

(4) 回 答 日：令和 7 年 3 月 24 日 (月) 参加者全員に FAX で回答します。

#### 7 入札 (開札) の場所及び日時

(1) 日 時：令和 7 年 3 月 26 日 (水) 午後 2 時 00 分から

(2) 場 所：那覇市消防局 4 階 会議室 2 (那覇市銘苅 2-3-8)

(3) 入札方法：直接投函

(4) 必要書類：ア 入札書 (市様式)

イ 代理人が入札する場合は、委任状 (市様式)

## 8 入札書の記載方法

- (1) 入札書には、自己の見積もった金額の 110 分の 100 に相当する額を記載すること。この金額に 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（この金額に 1 円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる）が契約金額となる。
- (2) 入札金額の計算については、仕様書記載のとおり。

## 9 入札保証金

那覇市契約規則第 8 条第 1 項第 2 号の規定に基づき免除する。ただし、落札者が契約を締結しないときは、損害賠償金として入札金額の 100 分の 5 以上の額を那覇市に納付しなければならない。

## 10 契約保証金

那覇市契約規則第 30 条第 1 項第 9 号に基づき免除する。

## 11 入札の無効に関する事項

那覇市契約規則第 14 条各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

## 12 落札者の決定方法

- (1) 予定価格以内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 同額の入札を行った入札参加者が 2 人以上いる場合は、くじにより落札者を決定する。
- (3) 入札執行は 3 回までとする。

## 13 入札結果の公表

開札に立ち会った入札者に公表する。

## 14 問い合わせ先

〒900-0004 沖縄県那覇市銘苅 2 丁目 3 番 8 号  
那覇市消防局 救急課救急指導係 玉橋 綱大  
電話番号 098-867-1199  
FAX 番号 098-869-1190

## 消防局訓令

### 那覇市消防局訓令第2号

令和7年2月19日

公 表 済

那覇市消防吏員ワッペン規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那 覇 市 消 防 局  
局長 上原 立也

那覇市消防吏員ワッペン規程の一部を改正する訓令

那覇市消防吏員ワッペン規程(令和2年消防局訓令第1号)の一部を次のように改正する。

| 改正前                                                                                                                                                                                                                            | 改正後                                                     |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|
| <p>那覇市消防吏員服制規則(1967年那覇市規則第19号)第3条に基づき、ロゴマーク入りワッペンを次のとおり定める。</p> <p>(1)～(6) 〔略〕</p> <p><u>(7) 世界遺産群特別警防隊</u></p>  <p><u>(8)～(10) 〔略〕</u></p> | <p>〔略〕</p> <p>(1)～(6) 〔略〕</p> <p><u>(7)～(9) 〔略〕</u></p> |
| <p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を削る。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p>                                                                      |                                                         |

付 則(令和7年2月19日消防局訓令第2号)

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

選挙管理委員会告示

那覇市選挙管理委員会告示第 65 号

令和 7 年 3 月 3 日

掲 示 済

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 189 条の規定による令和 6 年 7 月 21 日執行の那覇市議会議員補欠選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書について、候補者喜屋武幸容の出納責任者喜屋武幸容から訂正願があったので、令和 6 年 10 月 1 日付け那覇市選挙管理委員会告示第 46 号の一部を次のとおり訂正する。

那覇市選挙管理委員会

委員長 前 原 常 雄

訂正前

|                   |        |        |     |       |
|-------------------|--------|--------|-----|-------|
| 候補者氏名             | 喜屋武 幸容 | [略]    |     |       |
| 出納責任者             | 喜屋武 幸容 | [略]    |     |       |
| 収 入               |        |        | 支 出 |       |
| 主たる寄附<br>(氏名・団体名) | 職業     | 金額（円）  | 費目  | 金額（円） |
| [略]               |        |        | [略] |       |
| 新垣クニオ後援会          | 政治団体   | 50,000 |     |       |
| [略]               |        |        |     |       |

訂正後

|                   |        |        |     |       |
|-------------------|--------|--------|-----|-------|
| 候補者氏名             | 喜屋武 幸容 | [略]    |     |       |
| 出納責任者             | 喜屋武 幸容 | [略]    |     |       |
| 収 入               |        |        | 支 出 |       |
| 主たる寄附<br>(氏名・団体名) | 職業     | 金額（円）  | 費目  | 金額（円） |
| [略]               |        |        | [略] |       |
| その他の収入（自己資金）      |        | 50,000 |     |       |
| [略]               |        |        |     |       |

那覇市選挙管理委員会告示第 66 号  
令 和 7 年 3 月 3 日  
掲 示 済

那覇市選挙管理委員会  
委員長 前 原 常 雄

地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による直接請求、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）の規定による合併協議会設置の請求及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による解職請求に必要な選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

- 1 地方自治法第74条第1項及び同法第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項及び同法第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数

5, 0 8 8 人

- 2 市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び同法第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数

4 2, 3 9 5 人

- 3 地方自治法第76条第1項、同法第80条第1項、同法第81条第1項及び同法第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数

8 4, 7 9 0 人

---

---

**監査委員公表**

---

---

那 監 公 表 第 9 号

令和 7 年 3 月 17 日

|         |   |   |   |   |
|---------|---|---|---|---|
| 那覇市監査委員 | 上 | 地 | 英 | 之 |
| 同       | 宮 | 城 |   | 哲 |
| 同       | 城 | 間 |   | 貞 |
| 同       | 中 | 村 | 圭 | 介 |

令和 6 年度後期定期監査の結果について（公表）

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 1 項及び第 4 項に基づき実施した  
令和 6 年度後期定期監査の結果を、同条第 9 項の規定により、次のとおり公表する。

# 令 和 6 年 度 後 期 定 期 監 査 報 告 書

令和7年3月  
那 霸 市 監 査 委 員

## 令和 6 年度後期定期監査報告書

### 第 1 準拠基準

那覇市監査委員監査基準（令和 2 年監査委員告示第 1 号）

### 第 2 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づく財務事務の執行に関する定期監査

### 第 3 監査の対象

#### 1 対象範囲

令和 5 年度に執行された予算の執行状況、事務事業の状況、財産の管理状況等の財務に関する事務。なお、必要と認める場合は、現年度及び過年度も範囲に含むものとした。

#### 2 対象部署

##### (1) 総務部

総務課、秘書広報課、平和交流・男女参画課、人事課、管財課、法制契約課、防災危機管理課

##### (2) 企画財務部

企画調整課、財政課、情報政策課、納税課、市民税課、資産税課

##### (3) 都市みらい部

都市計画課、道路建設課、道路管理課、公園建設課、公園管理課

##### (4) まちなみ共創部

技術総務課、まちなみ整備課、建築工事課、市営住宅課、建築指導課

### 第 4 監査の着眼点

監査の着眼点は、全国都市監査委員会が定めた実務ガイドライン第 3 編第 3 章第 1 節の財務事務監査の着眼点に準じ、主として以下の事項とした。

#### 1 予算の執行及び事務処理

(1) 予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか。

(2) 事務処理で法令等に違反するものはないか。

#### 2 収入事務

(1) 調定額の算定は適正か。また、計算に誤りはないか。

(2) 調定の時期及び手続は適正か。

(3) 収納金は遅滞なく指定金融機関等に払い込まれているか。

(4) 収納率低下の場合、その原因の把握及び対策は適切か。

#### 3 支出事務

(1) 違法、不当な支出又は不経済な支出はないか。

(2) 委託の成果物は契約書に基づき適正に受領されているか。

(3) 請負代金の支払は契約書の金額と合致しているか。また、契約書に定められた期間内に支払われているか。

(4) 補助の効果は確認されているか。また、補助効果の点より整理すべきものはないか。

#### 4 契約事務

(1) 入札契約方式の選択は適切に行われているか。

(2) 随意契約による場合、その理由は適正か。

- (3) 契約書、見積書等関係書類及び帳簿は确实かつ的確に整備されているか。  
また、これらの内容は適正か
- (4) 工事完成の時期、物品の納入時期及びその他の契約の履行期限は守られているか。

#### 5 財産管理事務

- (1) 財産の取得及び処分の手続は適正か。違法又は不当なものはないか。
- (2) 財産台帳は調製され、取得、処分、所管換え等の異動について正確に記録されているか。
- (3) 物品は正しく分類整理されているか。また、備品シールなどは正確に貼付されているか。
- (4) 基金設置目的は明瞭であり、かつ目的に従って積み立てられ、确实、効率的に運用されているか。

#### 第5 監査の主な実施内容

- 1 監査対象部署に関係書類の提出及び提示を求めた。
- 2 事務局職員による予備監査を実施した。
- 3 監査委員による監査を実施した。

#### 第6 監査の期間、日程及び実施場所

- 1 期間 令和6年10月18日から令和7年2月28日まで
- 2 主な日程
  - (1) 実施通知日：10月18日（金）
  - (2) 予 備 監 査：12月13日（金）～12月24日（火）
  - (3) 監査委員監査：令和7年1月29日（水）～31日（金）
  - (4) 監査委員協議：2月14日（金）、25日（火）
    - ① 監査の結果に関する報告協議  
：2月28日（金）
    - ② 監査の結果に関する報告の決定

#### 3 実施場所

対象部署、監査会議室（本庁舎12階）

#### 第7 監査の結果

監査した結果、予算の執行状況、事務事業の状況、財産の管理状況等については、おおむね適正に執行されていたが、「1 指摘事項等」に後述するとおり、一部に是正又は改善を要する事項等があり、昨年度以前に指摘している事項についても、継続して是正又は改善を要する事項等があった。

なお、軽微な事項については、口頭による指導を行った。

## 1 指摘事項等

指摘事項等については、次のとおりである。

## (1) 指摘事項等の内容別件数

（単位：件）

| 区 分（※注1）<br>部局・課名 | 指摘事項等の内容別件数（※注2） |      |     |
|-------------------|------------------|------|-----|
|                   | 指摘事項             | 要望事項 | 合 計 |
| 総務部               | 25               | 1    | 26  |
| 総務課               | －                | －    | －   |
| 秘書広報課             | 1                | －    | 1   |
| 平和交流・男女参画課        | 22               | －    | 22  |
| 人事課               | －                | 1    | 1   |
| 管財課               | 1                | －    | 1   |
| 法制契約課             | －                | －    | －   |
| 防災危機管理課           | 1                | －    | 1   |
| 企画財務部             | 3                | 1    | 4   |
| 企画調整課             | －                | －    | －   |
| 財政課               | 1                | 1    | 2   |
| 情報政策課             | －                | －    | －   |
| 納税課               | 1                | －    | 1   |
| 市民税課              | 1                | －    | 1   |
| 資産税課              | －                | －    | －   |
| 都市みらい部            | 6                | 1    | 7   |
| 都市計画課             | －                | －    | －   |
| 道路建設課             | －                | －    | －   |
| 道路管理課             | 5                | －    | 5   |
| 公園建設課             | －                | －    | －   |
| 公園管理課             | 1                | 1    | 2   |
| まちなみ共創部           | 37               | －    | 37  |
| 技術総務課             | －                | －    | －   |
| まちなみ整備課           | 8                | －    | 8   |
| 建築工事課             | －                | －    | －   |
| 市営住宅課             | 29               | －    | 29  |
| 建築指導課             | －                | －    | －   |
| 合 計               | 71               | 3    | 74  |

（※注1）指摘事項等の区分は、次のとおりとする。

（1）指摘事項：是正又は改善を要するもの。

（2）要望事項：指摘事項には至らないが、改善について検討が望まれるもの。

（※注2）内容別件数には、次の(2)共通の指摘事項等の件数を含む。

**(2) 共通の指摘事項等****ア 歳入調定遅れについて（指摘事項） 37 件**

次の課の歳入事務については、調定をしなければならない日から遅れての調定となっているものがあった。

那覇市会計規則第 20 条第 1 項は、歳入を収入しようとするときは、当該歳入に係る法令等を調査し、適正であると認めたときは、直ちに調定しなければならない旨定めている。

歳入の調定に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

**【まちなみ共創部】まちなみ整備課（8 件）、市営住宅課（29 件）**

**イ 調定決定調書兼通知書の提出遅れについて（指摘事項） 25 件**

次の課の歳入事務について、那覇市会計規則第 20 条第 1 項に基づき、調定決定調書兼通知書を作成したものの、失念等の理由により遅れて会計管理者へ通知しているものがあった。

同規則第 21 条第 1 項は、歳入の調定をしたときは、調定決定調書兼通知書により速やかに会計管理者に通知しなければならない旨定めている。

調定の通知に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

**【総務部】平和交流・男女参画課（21 件）**

**【都市みらい部】道路管理課（4 件）**

**ウ 契約期間を遡及させる契約について（指摘事項） 3 件**

次の課の契約については、契約事務の遅れ等により契約の始期までに契約を締結することができず、契約書に記名押印した日の前日までに行われた行為を追認する旨の条項（以下「追認条項」という。）を設けることにより、契約期間を遡及させる契約や履行を追認する旨の条項を設けている契約があった。

地方自治法第 234 条の解釈として、地方財務実務提要 2（地方自治制度研究会編集）によれば、「契約の締結日を遡及して記載することの可否」について、追認条項を設けることにより、契約期間を遡及させることは可能ではあるものの、契約が成立確定するまでの間は相手方に対して履行の請求ができず、適当な方法とはいえないとされている。

契約の締結に当たっては、急を要する等のやむを得ない理由が明らかである場合を除き、契約期間の始期までに契約を成立させられるよう行われたい。

**【総務部】管財課（1 件）**

**【企画財務部】納税課（1 件）、市民税課（1 件）**

### (3) 各部署の指摘事項等

#### 【総務部】

#### ○ 秘書広報課

##### ア 資金前渡における精算事務の遅れについて（指摘事項）

交際費（供花代）の資金前渡の精算事務については、失念により精算事務の遅れが生じている。

資金前渡の精算については、那覇市会計規則第 57 条第 1 項において、経費の区分に応じ、当該各号に定める期間内に精算し、精算報告書に証拠書類を添えて会計管理者に提出しなければならない旨定めている。

資金前渡の精算事務に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

#### ○ 平和交流・男女参画課

##### ア 1 者見積による随意契約について（指摘事項）

ともかぜ振興会館警備業務委託は、当該会館の管理運営が指定管理者から本市の直営になることに伴い、指定管理者が長期契約を締結した業者と引き続き契約するため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号の「競争入札に付することが不利と認められるとき」を適用し、随意契約を締結しているが、当該業者 1 者のみからしか見積書を徴取していない。

那覇市契約規則第 23 条第 1 項は、随意契約によろうとするときは、2 人以上の者から見積書を徴さなければならない旨定めている。

契約事務に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

#### ○ 人事課

##### ア 那覇市退職手当基金について（要望事項）

那覇市退職手当基金は、いわゆる団塊の世代の退職による退職手当の増大に対応するために、平成 7 年度に設置されたものである。

当該基金については、平成 25 年度以降、退職手当への充当は行われていない。

当該基金の当初の目的は達成していると思われることから、当該基金について、廃止等も含め検討されたい。

#### ○ 防災危機管理課

##### ア 契約書作成の省略について（指摘事項）

那覇市防災行政無線基地局アンテナ等修繕契約については、那覇市契約規則第 28 条の契約書の作成を省略できる旨の規定に該当しないにもかかわらず

ならず、契約書の作成が省略されている。

同規則第26条第1項において、契約を締結しようとするときは、契約書を作成しなければならない旨を定めており、契約書の作成を省略することができる場合については、同規則第28条に規定されている。

契約の締結に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

## 【企画財務部】

### ○ 財政課

#### ア 特別会計繰入金の予算計上の誤りについて（指摘事項）

特別会計繰入金については、特別会計における繰出金と同額の予算を計上すべきところ、市街地再開発事業特別会計及び土地地区画整理事業特別会計については、同額となっていなかった。

地方財政法第3条第2項は、地方公共団体は、あらゆる資料に基いて正確にその財源を捕そくし、これを予算に計上しなければならない旨定めている。

特別会計繰入金の予算計上に当たっては、特別会計における一般会計繰出金を確認のうえ、適正な事務処理を行われたい。

#### イ 一時借入金利子の予算執行について（要望事項）

公債費（一般会計一時借入金利子）は、予算現額 3,000,000 円に対し、執行済額 243 円（執行率 0.01%）となっており、多額の不用額が生じている。

那覇市予算決算規則第10条第1項は、「部長は、予算の議決後に生じた理由により既定の予算を変更する必要があるときは、歳入補正予算見積書及び歳出補正予算見積書を企画財務部長に提出しなければならない。」と規定している。

一時借入金利子の予算執行に当たっては、関係部署へ一時借入金の見込みを確認のうえ利子の執行見込額を見積り、必要に応じ減額補正を行う等により多額の不用額が生じることのないよう努められたい。

## 【都市みらい部】

### ○ 道路管理課

#### ア 予算の目的外使用について（指摘事項）

令和5年度に繰り越した令和4年度泉崎北線（泉崎橋）修繕工事に係る経費に不足が生じたため、現年度の項が異なる歳出科目の予算から不足分を支出している。

地方自治法第216条において「歳入歳出予算は、歳入にあつては、その性質に従って款に大別し、かつ、各款中においてはこれを項に区分し、歳出にあつては、その目的に従ってこれを款項に区分しなければならない

い。」とされている。

当該修繕工事予算の不足分については、同一項内の予算からの流用または予備費の充用等により予算措置すべきところ、項が異なる予算を安易に充てており適正な予算執行ではない。

予算の執行に当たっては、関係法令を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

## ○ 公園管理課

### ア 廃棄物処理業務委託の契約書作成の省略について（指摘事項）

令和 5 年度都市公園産業廃棄物処理業務委託（その 2）については、随意契約によることができる場合の限度額内であることから、那覇市契約規則第 28 条第 1 項第 1 号を適用し、契約書を省略している。

当該業務委託は、同条第 1 項のただし書きにおいて、廃棄物の処分及び清掃に関する法律施行令第 6 条の 2 第 4 号の規定により契約書の作成等が義務付けられている契約に該当する。

産業廃棄物の運搬、処分に係る委託契約に当たっては、関係法令等を遵守し、適正に行われたい。

### イ 緊急の必要による随意契約の締結について（要望事項）

令和 5 年度新都心公園外 9 公園樹木撤去剪定業務については、台風の被害を受けた市内 10 公園の樹木の撤去及び処分等のため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号を適用し、緊急の必要により競争入札に付すことができないと判断し契約を締結している。また危険性の除去を早急に行う必要があったことから、着手日（令和 5 年 8 月 11 日）から遅れての契約を締結（令和 5 年 9 月 7 日）し、契約書には履行を追認する旨の条項を設けた契約となっている。

地方自治法第 234 条においては、契約書に署名押印しなければ契約は確定しないとされている。

緊急性や迅速性の観点から、やむを得ないものと認められる場合もあるものの、契約締結までの間、発注者と契約相手とは口頭による合意のもと委託業務を実施しており、危険負担等について書面による取り交わしがない状態が継続することから、速やかに契約を締結する必要があった。

緊急の必要による随意契約に当たっても、可及的速やかに契約締結するよう努められたい。

## 2 その他

### (1) 監査における指摘事項等の再発防止に向けた取組について

昨年度以前に指摘している事項について、継続して是正又は改善を要する事項等があり、多くの部局で同種の指摘が繰り返されている。

多くの部局で同種の指摘が繰り返されている事項については、指摘された課がそれぞれ個別に監査の結果に伴う措置を講ずるに止まらず、市

として、その再発防止のために、内部統制制度の基本的な枠組みを踏まえた、本市独自の那覇市行政サービス品質管理システムの活用など必要な対応を検討されたい。

## (2) 特別職の登退庁の費用の支出について

本市においては、特別職に対する通勤手当の支給に関する条例の定めはないが、一部特別職の登退庁の費用を支出している。

地方自治法第 204 条は、第 1 項において、普通地方公共団体は、特別職等に対して、「給料及び旅費を支給しなければならない。」と定める一方で、第 2 項においては、「条例で・・・、通勤手当・・・を支給することができる。」と定めており、第 3 項においては、「給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。」と定めている。また、同法第 204 条の 2 は、普通地方公共団体は、いかなる給与その他の給付も法律又はこれに基づく条例に基づかずには、これを特別職等に支給することはできない旨定めている。そして、かかる地方自治法の規定を踏まえ、沖縄県等多くの都府県や過半数の中核市が、条例で特別職に対する通勤手当の支給を定めており、特別職の登退庁の費用について、条例に基づく通勤手当の支給という形で支出している。

特別職の登退庁の費用の支出については、地方自治法第 204 条及び同法第 204 条の 2 の趣旨に照らし、民主的コントロールのもとで透明性と公正性を確保するという観点から、条例の制定等を含めて検討することが望ましい。

## (3) 随意契約に係る適用条項の適正化について

地方自治体が締結する契約を随意契約によることができる場合は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項各号で規定されている。

随意契約は、一般競争入札を原則とする契約方法の例外であることを十分に認識し、契約ごとの内容、性質、目的等のほか、公平性、経済性、緊急性等を総合的に検証し、判断することが求められるものである。

今回の後期定期監査において、その適用する根拠規定及びその理由について、客観的・総合的な判断が十分に行われないうまま、特に同条項第 2 号（性質又は目的が競争入札に適しないもの）を安易に適用した随意契約が散見された。

随意契約の事務手続きについては、「那覇市随意契約ガイドライン」（令和 6 年 4 月：総務部法制契約課）が定められており、随意契約に当たっては、同ガイドライン等を踏まえ、適用する根拠規定及びその理由について慎重な判断を行う等適正な事務処理に努められたい。

## (4) 基金の運用方法について

基金の運用方法については、令和 5 年度後期定期監査において、関係法令に基づき、安全確実性のみならず、支払準備性や有利性を勘案して、より効率的かつ効果的な運用を図られたい旨意見したところである。

今回の監査対象部署である企画財務部財政課が所管する那覇市減債

基金を確認したところ、令和4年度から令和5年度にかけて3億円の債券（地方公共団体金融機構債券等、金利1.110%～1.433%）を購入している。

超長期国債の金利が上昇しているタイミングで債券購入を進め、大きな利子収入を得ることは、基金の効率的・効果的な運用を図ることにつながるものであり、この取組みを評価するものである。

引き続き当該基金のみならず、他の基金へ拡充することでより効率的かつ効果的な基金の運用に期待したい。

